

都心部・臨海地域地下鉄構想 事業計画検討会 設置要綱

(目的)

第1条 交通政策審議会諮問第371号に対する答申（令和3年7月）を踏まえ、「都心部・臨海地域地下鉄構想」について、事業計画の検討を行うため、都心部・臨海地域地下鉄構想事業計画検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について取り扱う。

- (1) 客観的かつ合理的なルート・駅位置等の検討、概算事業費の算出、需要予測・事業性の検証、事業スキームの整理
- (2) その他必要な事項

(委員の構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(委員長)

第4条 検討会に委員長を置く。

- 2 委員長は検討会を代表し、会務を総括する。

(委員会)

第5条 検討会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を検討会に出席させることができる。
- 3 検討会は、非公開とする。
- 4 本検討会の議事次第及び議事概要は、検討会の終了後に公開し、検討結果については、取りまとめり次第、公開する。ただし委員長が必要と認める場合には、非公開とすることができる。

(事務局)

第6条 会議の事務局は、東京都都市整備局都市基盤部交通企画課とする。

(守秘義務)

第7条 別表に掲げる者並びに第5条第2項に規定する委員以外の者は、検討会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、委員長が別途定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月3日から施行する。

都心部・臨海地域地下鉄構想 事業計画検討会

委員名簿

(敬称略・順不同)

委員長	岸井 隆幸	日本大学理工学部 特任教授
委員	岩倉 成志	芝浦工業大学工学部 教授
〃	大串 葉子	椚山女学園大学現代マネジメント学部 教授
〃	廻 洋子	敬愛大学国際学部 特任教授
〃	金指 和彦	国土交通省鉄道局都市鉄道政策課長
〃	廣田 健久	国土交通省関東運輸局交通政策部長
〃	土屋 是広	国土交通省関東運輸局鉄道部長
〃	依田 淳一	独立行政法人鉄道・運輸機構技術企画部長
〃	梅津 武弘	独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部事業企画部 担当部長
〃	谷崎 馨一	東京都都市整備局都市基盤部長
事務局	東京都都市整備局都市基盤部交通企画課	